

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公表番号】特表2014-515062(P2014-515062A)

【公表日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【年通号数】公開・登録公報2014-033

【出願番号】特願2014-501690(P2014-501690)

【国際特許分類】

D 0 6 M	13/513	(2006.01)
D 0 6 M	15/333	(2006.01)
D 0 6 M	15/248	(2006.01)
D 0 6 M	11/46	(2006.01)
D 0 6 M	11/44	(2006.01)
D 0 6 M	11/79	(2006.01)
D 0 4 C	1/02	(2006.01)
D 0 4 B	1/14	(2006.01)
D 0 4 B	21/00	(2006.01)
D 0 3 D	15/12	(2006.01)
D 0 3 D	15/00	(2006.01)
A 0 1 M	29/34	(2011.01)
C 0 3 C	25/10	(2006.01)
D 0 6 M	101/00	(2006.01)

【F I】

D 0 6 M	13/513	
D 0 6 M	15/333	
D 0 6 M	15/248	
D 0 6 M	11/46	
D 0 6 M	11/44	
D 0 6 M	11/79	
D 0 4 C	1/02	
D 0 4 B	1/14	
D 0 4 B	21/00	B
D 0 3 D	15/12	A
D 0 3 D	15/00	E
A 0 1 M	29/34	
C 0 3 C	25/02	N
D 0 6 M	101/00	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

また好ましくは、R<sub>4</sub>基は、

末端部に少なくとも1つのエポキシ官能基を有する基、特にそのアルキレン基が1~8個の炭素原子を含むグリシドキシアルキル基、有利にはグリシドキシプロピル；

アリール基、特にフェニル基；

ハロゲン原子又は少なくとも1つのハロゲン原子を有する1～9個の炭素原子を含む脂肪族鎖、特にフッ素原子又は少なくとも1つのフッ素原子を有する1～9個の炭素原子を含む脂肪族鎖；

である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

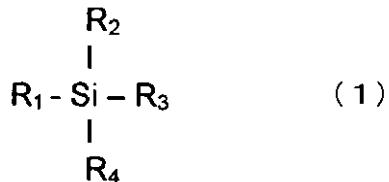
【請求項1】

以下を含むコーティング層を有するガラスストランド：

酢酸ビニル／塩化ビニルコポリマー、ポリ塩化ビニル、及びポリ塩化ビニリデンからなる群より選択されるポリマー、及び

次の式(1)のシラン

【化2】



(式中、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>、及びR<sub>3</sub>は、同一であるか又は異なっており、次を表し：

C<sub>1</sub>～C<sub>6</sub>アルキル基、C<sub>2</sub>～C<sub>6</sub>アルケニル基、C<sub>2</sub>～C<sub>6</sub>アルキニル基、C<sub>6</sub>～C<sub>10</sub>アリール基、ヒドロキシル基、C<sub>1</sub>～C<sub>6</sub>アルコキシ基、C<sub>6</sub>～C<sub>10</sub>アリールオキシ基、C<sub>1</sub>～C<sub>6</sub>アシルオキシ基、C<sub>2</sub>～C<sub>7</sub>アルキルカルボニル基、

ここで、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>、及びR<sub>3</sub>基の少なくとも2つは、ヒドロキシル基又はアルコキシ基を表しており、かつ

R<sub>4</sub>は、次を表す：

少なくとも1つのエポキシ官能基を有する基、置換されていてもよいアリール基、ハロゲン原子又は少なくとも1つのハロゲン原子を有する基、少なくとも1つのアルデヒド官能基を有する基、硫黄原子又はリン原子を含む少なくとも1つの官能基を有する基、アクリロイルオキシ基又はメタクリロイオキシ基、

ここで、前記エポキシ官能基、ハロゲン原子、アルデヒド官能基、硫黄原子又はリン原子を有する基は、少なくとも1つの酸素又は硫黄のヘテロ原子を含むことができるC<sub>1</sub>～C<sub>18</sub>の炭素含有基である)

ここで、前記ポリマー系コーティング層は、前記コーティングしたストランドの合計重量の50～80%に相当し、かつ前記シランは、前記コーティングの合計重量の1～15%に相当する。

【請求項2】

前記R<sub>1</sub>基、R<sub>2</sub>基、及びR<sub>3</sub>基が、メチル基、エチル基、メトキシ基及びエトキシ基から選択される、請求項1に記載のストランド。

【請求項3】

前記R<sub>4</sub>基が、

末端部に少なくとも1つのエポキシ官能基を有する基；

アリール基；

ハロゲン原子又は少なくとも1つのハロゲン原子を有する1～9個の炭素原子を含む脂

肪族鎖；

である、請求項 1 又は 2 に記載のストランド。

【請求項 4】

前記シランが、3-グリシドキシプロピルメチルジ-メトキシシラン、3-グリシドキシプロピルトリメトキシシラン、フェニルトリエトキシシラン、又はトリエトキシフロロシランである、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 5】

前記ポリマーが、熱可塑性ポリマーである、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 6】

前記コーティング層が、有機酸エステル、ホスファート、及び石油留分由来のオイルから選択される可塑剤をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 7】

光触媒層、帯電防止層、親水性層、並びに疎水性かつ / 又は疎油性層から選択された、前記ポリマー層に積層されている追加の層をさらに含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 8】

前記光触媒層が、アナターゼ型の  $TiO_2$  粒子を含む、請求項 7 に記載のストランド。

【請求項 9】

前記帯電防止層が、ITO 層、Sb、Nb、Ta 及び W からなる群より選択される金属でドーピングした  $SnO_2$  層、Sn、Al、In、Y、Zr 若しくは B でドーピングした若しくはドーピングしていない  $ZnO$  層、又は ITO ナノ粒子を含む UV 架橋性若しくは熱架橋性ポリマーマトリクスに基づく層である、請求項 7 に記載のストランド。

【請求項 10】

前記親水性層が、シリカに基づく、請求項 7 に記載のストランド。

【請求項 11】

前記疎水性かつ / 又は疎油性層が、フッ素化した化合物、アルキルシラン、アリールシラン又はヘキサアルキルジシラザンでグラフトとしたシリカのマトリクス（層又はビーズの形態であるマトリクス）で構成されている、請求項 7 に記載のストランド。

【請求項 12】

前記ガラスストランドに堆積しているポリマー系コーティングの量が、前記コーティングしたストランドの合計重量の 50 ~ 70 % に相当する、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 13】

ガラスストランドに堆積しているシランの量が、前記コーティングの合計重量の 1 ~ 10 % に相当する、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載のストランド。

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載のガラスストランドで構成されている、格子網、織布、又は編物の形態である網。

【請求項 15】

50 ~ 300 g / m<sup>2</sup> の範囲の単位面積重量を有する、請求項 14 に記載の網。

【請求項 16】

請求項 14 又は 15 に記載の網の蚊帳、ブラインド又は日除けとしての使用。

【請求項 17】

$R_4$  が表わす前記ハロゲン原子又は  $R_4$  が表わす基が有する前記少なくとも 1 つのハロゲン原子が、フッ素原子である、請求項 1 に記載のストランド。

【請求項 18】

前記エポキシ官能基、ハロゲン原子、アルデヒド官能基、硫黄原子又はリン原子を有する基は、少なくとも 1 つの酸素又は硫黄のヘテロ原子を含むことができる  $C_1$  ~  $C_8$  の炭素含有基である、請求項 1 に記載のストランド。

**【請求項 19】**

末端部に少なくとも 1 つのエポキシ官能基を有する前記基が、そのアルキレン基が 1 ~ 8 個の炭素原子を含むグリシドキシアルキル基であり、前記アリール基が、フェニル基であり、前記ハロゲン原子が、フッ素原子である、請求項 3 に記載のストランド。

**【請求項 20】**

前記グリシドキシアルキル基が、グリシドキシプロピルである、請求項 19 に記載のストランド。

**【請求項 21】**

前記コーティングは、前記コーティングしたストランドの合計重量の 5 5 ~ 6 5 % である、請求項 12 に記載のストランド。

**【請求項 22】**

前記シランは、前記コーティングの合計重量の 3 ~ 7 % である、請求項 12 に記載のストランド。

**【請求項 23】**

7 0 ~ 2 0 0 g / m<sup>2</sup> の範囲の単位面積重量を有する、請求項 15 に記載の網。

**【請求項 24】**

前記ポリマーが、エラストマー的性質を有する熱可塑性ポリマーである、請求項 5 に記載のストランド。

**【請求項 25】**

前記光触媒層が、メソポーラスシリカのマトリクス中にアナターゼ型の TiO<sub>2</sub> 粒子を含む、請求項 8 に記載のストランド。